

指定一般相談支援重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障がい者総合支援法に基づく相談支援サービスを提供します。

この説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、「障がい者総合支援法」および「指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（省令）」の規定に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

指定一般相談支援事業所ウエルフェアマリア

1 事業者

経営事業者	しゃかいふくしほうじん へいわ せいぼ 社会福祉法人 平和の聖母
所在地	〒830-0052 久留米市上津町字向野 2 2 2 8-3 2 1
代表者氏名	りじちょう いで のぶ 理事長 井手 信
設立年月日	昭和49年10月22日
電話番号	0942-21-1188
FAX番号	0942-21-1515

2 事業所の概要

事業所名	相談支援事業所ウェルフェアマリア
所在地	〒830-0052 久留米市上津町字向野 2 2 2 8-3 2 1
電話番号	080-6459-8932 (専用番号) 0942-21-1188 (障がい者支援施設ウェルフェアマリア兼用番号)
FAX番号	0942-21-1515 (障がい者支援施設ウェルフェアマリア兼用番号)
管理者名	しも がわ まさ ふみ 下 川 雅 文 (障がい者支援施設ウェルフェアマリア施設長)
事業所の開設年月日	平成25年6月1日 指定事業所番号 4032700132
事業の種類	・指定一般相談支援事業 指定地域相談支援サービス (地域移行支援・地域定着支援)
運営方針	1 事業所は、利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者等の意向、適正、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適正かつ効果的に事業を行うものとする。 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場

	<p>に立った指定地域相談支援事業を行うものとする。</p> <p>3 事業所は、自らその提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>4 前三項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。</p>
--	---

3 サービスの営業時間、通常の提供地域

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで
提供地域	久留米市全域

4 サービスの内容

(1) 地域移行支援

日常生活全般に関する相談	利用者の立場に立って懇切丁寧に相談を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
相談及び援助	<p>利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する障がい者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し、利用者に対して、同行による必要な支援を行います。</p> <p>上記に掲げる面接又は同行による支援は、当事者又は家族の状</p>

	況に応じて行います。
アセスメントの実施	適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討します。 利用者及びその家族に面接して行います。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るようにします。
地域移行支援計画の作成	利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。 計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
障がい福祉サービス事業の体験的な利用	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、指定障がい福祉サービスの体験的な利用を行います。
1人暮らしに向けた体験的な宿泊	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行います。
その他	その他必要な支援、相談、助言を行います。

※地域移行支援の実施にあたっては、市町村や指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

1	アセスメント及び支援内容の検討	利用者が入所・入院する障がい者入所施設等又は精神科病院を訪問し、利用者には面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。そして、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。
---	------------------------	---

2	地域移行支援計画の原案の作成	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。
3	計画作成会議の開催	障がい者支援施設等又は精神科病院の担当者等を招集し、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。
4	利用者等への説明・交付	地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。
5	地域移行支援計画の見直し	地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(2) 地域定着支援

日常生活全般に関する相談	利用者の立場に立って懇切丁寧に相談を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
アセスメントの実施	適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握を行い、障がいの特性に起因して生じた緊急時等に相談その他の必要な支援を適切に行います。 アセスメントの実施に当たっては、利用者に面接して行うものとする。 また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るようにします。
地域定着支援台帳の作成等	利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族、利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載します。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保します。利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態への対処等	利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行います。

	上記の状況把握を踏まえ、利用者が置かれている状況に応じて、利用者の家族、利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援その他の必要な措置を講じます。
その他	その他必要な支援、相談、助言を行います。

【地域定着支援台帳作成の手順】

1	アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握し、緊急時等に適切な対応を行います。
2	地域定着支援台帳の見直し	地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

5 職員体制

職名	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			0.1
相談支援専門員	1	1				1.0
相談支援員						

6 サービスの利用料金

(1) 指定一般相談支援事業者が、指定一般相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。 ※相談支援報酬単価は最終頁に記載しています。

【加算項目】

事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下表のとおり加算されます。

加算項目	内容
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。
初回加算	指定地域移行支援を行った場合に加算します。

	(指定地域移行支援の利用を開始した月に限る。)
集中支援加算	利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に加算します。 (ただし、退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。)
退院・退所月加算	退院、退所等をする日が属する月(退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときは、退院、退所等をする日が属する月の前月)の場合に加算します。
体験利用支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	障がい福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り加算します。
体験宿泊加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を合計して15日以内に限り加算します。
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算します。

(2) 提供する一般相談支援の利用者負担額について

一般相談支援	法定代理受領のため、利用者負担額は発生しません
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して一般相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合… 公共交通機関が定める運賃等の額 事業者の自動車を使用した場合… 往復移動距離×37円

※一般相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、指定一般相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に一般相談支援給付費の支給を申請してください。

7 利用料の請求及び支払方法

利用者負担額及び交通費、その他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までに以下の方法でお支払下さい。

指定口座へのお振込み

・福岡銀行 広川支店 普通預金 1430618

名義：社会福祉法人平和の聖母 理事長 井手信 フクヘイワセキ

・筑邦銀行 上津支店 普通預金 3012382

名義：社会福祉法人平和の聖母 理事長 井手信 フク) ヘイワセイブ

・ゆうちょ銀行 普通預金 64640531 店番 七四八(読み ナナヨンハチ)

名義：社会福祉法人平和の聖母 フク) ヘイワセイブ

直接施設の窓口にて

8 サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する30日前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の相談支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア ご利用者が市町村の支給決定により相談支援が不要と判断された場合

イ ご利用者が亡くなられた場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、関係法令及び個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。また、利用者に対するサービス提供に関する諸記録は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間保存します。

(1) 記録項目

①サービス利用計画

- ②アセスメントの記録
- ③サービス担当者会議等の記録
- ④モニタリング結果の記録
- ⑤契約内容報告書
- ⑥利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 閲覧・複写の受付

受付時間	午前10時から午後5時
------	-------------

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担 当 者	社会福祉法人平和の聖母 次長 東町英治
電 話 番 号	0942-21-1188
F A X 番 号	0942-21-1515
E - m a i l	info@heiwanoiseibo.com
受 付 日	平日（祝日、12月29日から1月3日は除きます。）
受 付 時 間	午前9時から午後5時

(2) 第三者委員

当事業所では、地域に居住の以下の第三者委員を選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見などをいただいています。利用者又は契約者は、当事業所への苦情やご意見につきましては第三者委員に相談することができます。

中島俊則（監事）	電話番号：0942-43-3418 FAX：0942-43-1761
大石昌彦（弁護士）	電話番号：0942-32-3814 FAX：0942-31-0520

(3) 行政機関その他の苦情受付期間

久留米市役所 障がい福祉課	所 在 地：福岡県久留米市城南町15番地3 電話番号：0942-30-9035 FAX 番号：0942-30-9752 受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:15(休日、年末年始を除く)
福岡県運営適正化 委員会	所 在 地：春日市原町3-1-7 クローバープラザ4階 電話番号：092-915-3511 FAX 番号：092-584-3790 受付時間：火曜日から日曜日 9:00～17:30 (福岡県社会福祉協議会 福岡県福祉サービス相談センター)

1 1 虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者下川雅文
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者の対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1 2 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、障がい福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

緊急連絡先	氏名：..... 続柄：..... 住所：..... 電話番号：.....
保険会社代理店	日商保険コンサルティング株式会社

1 3 秘密の保持について

- ①当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ②当事業所で従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

③事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

当事業所は、サービス提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所 所在地：久留米市上津町字向野2228番地321

名 称：相談支援事業所ウェルフェアマリア

説明者 職 名： 相談支援専門員

氏 名： _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所：

氏 名： _____ 印

契約者 住 所：

氏 名： _____ 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者 住 所：

氏 名： 印

続 柄：

一般相談支援事業所 ウェルフェアマリア
指定地域相談支援利用契約書

_____ (以下「利用者」という。)相談支援事業所 ウェルフェアマリア (以下「事業者」という。)は、利用者が事業所はから提供される指定地域相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、利用者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障がい者総合支援法)指定地域相談支援サービスを適切に提供することを目的として定めます。

(利用するサービス)

第2条 事業者は、次の指定地域相談支援サービスを利用者に提供し、利用者はそのサービスを利用します。

地域移行支援サービス 地域定着支援サービス (■が利用するサービス)

(契約期間)

第3条 本契約期間は、令和 年 月 日から利用者の地域相談支援給付費の支給有効期間満了日までとします。

(地域移行支援サービス)

第4条 事業者は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援(「地域移行支援サービス」という。)を提供します。

2 事業者は、利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成します。

3 事業者は、従業者に地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとします。

4 従業者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

5 従業者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るとともに、当該地域移行支援計画を利用者に交付します。

6 従業者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。

7 従業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供します。

8 従業者は、前項の支援に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めます。

（地域定着支援サービス）

第5条 事業者は、利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援（「地域定着支援サービス」という。）を提供します。

2 事業者は、従業者に次項に規定する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとします。

3 従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る地域定着支援台帳を作成します。

4 従業者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。

5 事業者は、利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保します。

6 事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。

7 事業者は、利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の訪問等による状況把握を行います。

8 事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他必要な措置を適切に講じます。

(利用者負担額及び実費負担額)

第6条 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から当該指定地域相談支援につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けるものとします。

2 前項のほか、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域相談支援を提供した場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

3 前項の実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定地域相談支援サービスを適切に行います。

2 事業者は必要な支援が保険、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、利用者の意向、適性、障がい特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるよう努めます。

3 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、指定地域相談支援サービスを行います。

(事業者の具体的義務)

第8条（安全配慮義務） 事業者は、指定地域相談支援サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務） 事業者及び従業者は、本契約による指定地域相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4（記録保存整備義務） 事業者は、指定地域相談支援サービスの最終提供日から、5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、指定地域相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定地域相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

(利用者からの中途解約)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が第7条1項から第8条4項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、改善を求めたにもかかわらず改善が見られない場合、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (2) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づく指定一般相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づく指定一般相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記

載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名及び捺印の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者の成年後見人等

住 所

氏 名 印

続 柄

事業者住所 久留米市上津町字向野 2 2 2 8-3 2 1
名 称 社会福祉法人平和の聖母
代表者名 理事長 井 手 信 ⑩

基本部分	
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費 Ⅰ (1月につき3,613単位) ロ 地域移行支援サービス費 Ⅱ (1月につき3,157単位) ハ 地域移行支援サービス費 Ⅲ (1月につき2,422単位)
初回加算	(1月につき500単位を加算)
集中支援加算	(1月につき500単位を加算)
退院・退所月加算	(1月につき2,700単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算 Ⅰ (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用加算 Ⅱ (1日につき250単位を加算)
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算 Ⅰ (1日につき300単位を加算) ロ 体験宿泊加算 Ⅱ (1日につき700単位を加算)
ピアサポーター体制加算	(1月につき100単位を加算)
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)
地域居住支援体制強化推進加算 (月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)

注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+15/100	1月につき500単位

注 入院期間が9月以上1年未満の場合 +500単位
注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

基本部分	
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき315単位) ロ 緊急時支援費 1) 緊急時支援費 Ⅰ (1日につき734単位) 2) 緊急時支援費 Ⅱ (1日につき98単位)
ピアサポーター体制加算	(1月につき100単位を加算)
日常生活支援情報提供加算 (月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)
地域居住支援体制強化推進加算 (月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)

注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 特別地域加算	注 地域生活支援拠点等機能強化加算
×99/100	×99/100 注 令和7年4月1日から適用	×95/100	+15/100	1月につき500単位

注 地域生活支援拠点等の場合
+50単位